

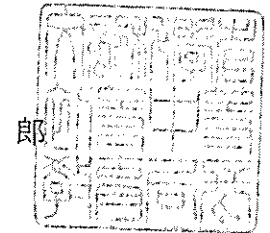


27受文科初第1761号  
平成27年9月1日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各国公立大学長  
各公立短期大学長  
各国公立高等専門学校長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

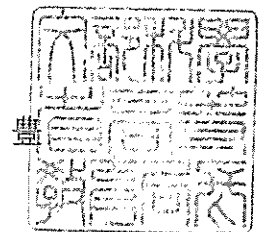
殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松 親次



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
常 盤



(印影印刷)

平成27年度「自殺予防週間」の実施について（通知）

平成27年8月14日付け府政共生第1024号により内閣府から依頼のあった「平成27年度「自殺予防週間」における啓発活動等の推進について」（別添）についてお知らせします。

自殺総合対策大綱において、9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年、9月10日からの一週間を「自殺予防週間」に設定し、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。貴職におかれては、この週間の趣旨を踏まえ、児童生徒及び学生の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いいたします。

また、「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」（平成27年8月4日付け27初児生第20号児童生徒課長通知）でも指摘しているとおり、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があります。このことを踏まえ、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を活用して研修等を行うよう周知するとともに、組織的に対応できる体制を整え、児童生徒への見守りを強化するなどして重点的に対応するようお願いいたします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校（専修学校・各種学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いいたします。

#### 【参考】

- ・自殺予防週間について  
<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/kou-kei/week.html>
- ・「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」（平成27年8月4日付け27初児生第20号児童生徒課長通知）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1360770.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360770.htm)
- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)

(担当)

【小・中・高等学校について】  
初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp

【大学・短期大学・高等専門学校について】

高等教育局学生・留学生課 厚生係

電話 03(5253)4111(内線2519)

FAX 03(6734)3391

e-mail gakushi@mext.go.jp